

## 議員提出議案第2号

取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり，地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年10月 5日

取手市議会議長  
佐藤 清 殿

提出者	取手市議会議員	赤羽直一
〃	〃	齋藤久代
〃	〃	阿部洋子
〃	〃	染谷和博
〃	〃	佐藤隆治
〃	〃	入江洋一
〃	〃	関戸勇

### 提案理由

平成27年度政務活動費を一部返還する事例が発生したことを踏まえ，政務活動費収支報告書提出時の添付書類について，領収書原本のみを認め，領収書原本の添付がない支出は一切認めないこととするとともに，収支報告書に加えて領収書についても市ホームページで公開することを明文化し，より適正かつ透明性の高い政務活動費とするため，本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、<u>領収書の原本</u>を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(<u>収支報告書等</u>の公開)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書<u>及び領収書</u>を、取手市ホームページで公開する。</p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、別記様式により、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、<u>領収書等その他適正な収支であることを証する書類の原本</u>を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>(<u>収支報告書</u>の公開)</p> <p>第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、取手市ホームページで公開する。</p>

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出される政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）について適用し、同日前に提出された収支報告書については、なお従前の例による。

決議案第1号

飯島悠介議員の議員辞職を求める決議案について

標記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年10月 4日

取手市議会議長

佐藤 清 殿

提出者 取手市議会議員 赤羽 直一

〃 〃 染谷 和博

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 佐藤 隆治

〔提案理由〕

私たち議員は、法律や条例などの法令遵守のもと、市民に対し率先して範を示すべきである。

しかしながら、この度判明した飯島悠介議員の平成27年度政務活動費の収支報告書の報告は、事実誤認があった理由で許されるものではない。

よって、飯島悠介議員の速やかな辞職を求める。

## 飯島悠介議員の議員辞職を求める決議

平成28年10月4日、飯島悠介議員は佐藤議長宛てに「平成27年度政務活動費収支報告書等修正許可申請書」を事実誤認により修正の必要が生じたためと、返還金21,710円を添えて提出した。

修正理由は平成27年7月16日及び17日に参加した全国若手市議会議員の会災害研究部会及び東北ブロック合同研修会、平成27年8月10日及び11日に参加した関東若手市議会議員の会研修会参加時の交通手段について、いずれも事実誤認があり、電車運賃として支出報告していたが、7月時は他者の車に同乗、8月時は自家用車の参加だったので修正するとのことである。

「事実誤認」と述べているが、2回の会合の交通費であり、特に東北ブロック合同研修会は、福島まで新幹線で往復したと報告している。故意に虚偽の報告をしたと疑われてもやむを得ない報告である。

この度の飯島悠介議員の行為は、市民の信頼を著しく失墜させるばかりでなく、議会改革を進める取手市議会の名誉と信頼を大きく傷つけるもので、その責任は誠に重大である。

よって、本市議会は飯島悠介議員に対し、市議会議員の職を速やかに辞職することを勧告する。

以上、決議する。

平成28年 月 日

茨城県取手市議会